

長和町事業継続給付金支給要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、売上が大きく減少している町内の事業者等の業績悪化を緩和するため、事業の継続に意欲のある法人又は個人事業者に対し運転資金を助成することにより、本町経済の安定と地域活力の増進を目的として給付金を支給します。

2 給付対象者

次のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請日時時点で、6ヶ月以上継続して事業を営んでいる中小企業者等で、町内に住所を有するもの又は町内で事業を営んでいるものであること。ただし、前条の目的に照らし、町長が適当と認める者は、この限りではない。

(2) 令和2年2月から5月までのいずれか1ヶ月の売上が前年同月比で20%以上減少していること。創業1年未満の場合は、対象月を含む過去3ヶ月の売上の平均を前年同月の売上とみなす。前年同月が表せない場合は、令和元年（平成31年）年間売上を12ヶ月で割った平均を前年同月の売上とみなす。

(3) 給付金の支給後も事業活動を継続する意志があること。

(4) 令和2年1月31日までの町税を滞納していないこと。

(5) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が長和町暴力団排除条例（平成25年12月25日条例第39号）に規定する暴力団等に関与していないこと。

3 給付金額

令和2年2月から5月までの任意の1ヶ月を対象月とし、前年同月売上からの差額に対し以下の売上減少率に応じて設けた支給率を乗じた額または以下のとおりそれぞれに対し上限額を設け、いずれか低い額を支給する。（千円未満切り捨てとする。）

売上減少率	支給率	上限額
20%～50%未満	50%	10万円
50%～80%未満	60%	20万円
80%以上	70%	30万円

4 給付回数

1事業者につき1回限りとする。

5 申請期間

令和2年5月21日（木）から7月31日（金）まで

6 申請書類

- (1) 長和町事業継続給付金給付申請書兼請求書
- (2) 売上を証明する書類の写し
- (3) 通帳の写し
- (4) 本人確認書類の写し

添付書類の詳細につきましては、申請書兼請求書をご覧ください。

7 申請方法

申請窓口は長和町商工会となります。申請する際は必ず商工会へ予約して下さい。
長和町商工会（電話 68-2651） 予約受付時間：平日の午前9時から午後5時

8 給付金の支給

次の表のとおりとします。

申請受付	支給日
5月21日（木）～5月29日（金）	6月9日（火）
6月1日（月）～6月18日（木）	6月26日（金）
6月19日（金）～7月10日（金）	7月21日（火）
7月13日（月）～7月31日（金）	8月7日（金）

申請書兼請求書の審査を行い交付決定をした後「交付決定及び振込通知書」を送付します。

給付事業の効率化を図るため、振込先口座の記入について

- ・八十二銀行 丸子支店
- ・信州うえだ農協 よだくぼ南部支所
- ・上田信用金庫 よだくぼ支店
- ・長野県信用組合 丸子支店

をご指定ください。

※上記金融機関や支店が指定できない場合はご相談ください。

9 問合せ

長和町商工会 電話 0268-68-2651

長和町産業振興課商工観光係 電話 0268-75-2047（直）